

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月5日

長野県立歴史館長 小松 健一

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和6年度 長野県立歴史館電話交換機更新工事

(2) 工事箇所名

千曲市屋代 260-6

(3) 仕様等

設計書及び仕様書によります。

(4) 工事概要

電話交換機更新 一式

既設機器の撤去 一式

(5) 工期

契約日から令和7年3月14日まで

(6) 支払条件

ア 前金払 原則として「1件の請負代金額が100万円以上の工事等」について、請負代金額の4割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをすることができる。

イ 部分払 原則として「1件の請負代金額が50万円以上の工事等」について、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定による範囲内で部分払いをすることができる。

(7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日 付け 22 建政技 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 令和 4・5・6 年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、電気通信工事の入札参加資格を有する者であること。
- (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 滞納している長野県税等徴収金がないこと。
- (7) 北信地域に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。
- (8) 過去 5 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上誠実に履行した実績があること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒387-0007

千曲市屋代 260-6

長野県立歴史館 管理部

電話 026 (274) 2000

FAX 026 (274) 3990

期間中の休館日 12 月 9 日、12 月 16 日

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 6 年 12 月 18 日 (水) 午後 2 時
イ 場所 長野県立歴史館 1 階会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札を認めません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 6 年 12 月 12 日 (木) 午後 2 時までに長野県立歴史館管理部に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があった時は、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領(平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号)第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事として同要領を適用します。同要領第 3 により算

定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、同要領による調査を実施します。

(6) 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第 126 条第 2 項各号の一に掲げる担保を提供した場合又は、規則第 127 条各号の一に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取り扱うものとします。

(8) 入札の無効

入札説明書 5 の各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。